

患者ごとの「償還払い」への変更について

虹伎健康保険組合

令和4年6月、整骨院・接骨院からの療養費請求に不適切なものが含まれていることへの対応として、柔道整復療養費の支給において患者ごとに「償還払い」に変更する仕組みが導入されました。

当健康保険組合でも、令和5年7月施術分より対象となる方への変更を開始いたします。

☆償還払いへの変更の対象となる方

①健康保険組合が、患者に対する照会を繰り返し行っても回答がない場合

※なお、期限までに回答があった場合でも、回答が不十分であると健康保険組合が判断した際は、再度内容を確認させていただきますが、その返答がなかった場合も、回答があったとは認められません。

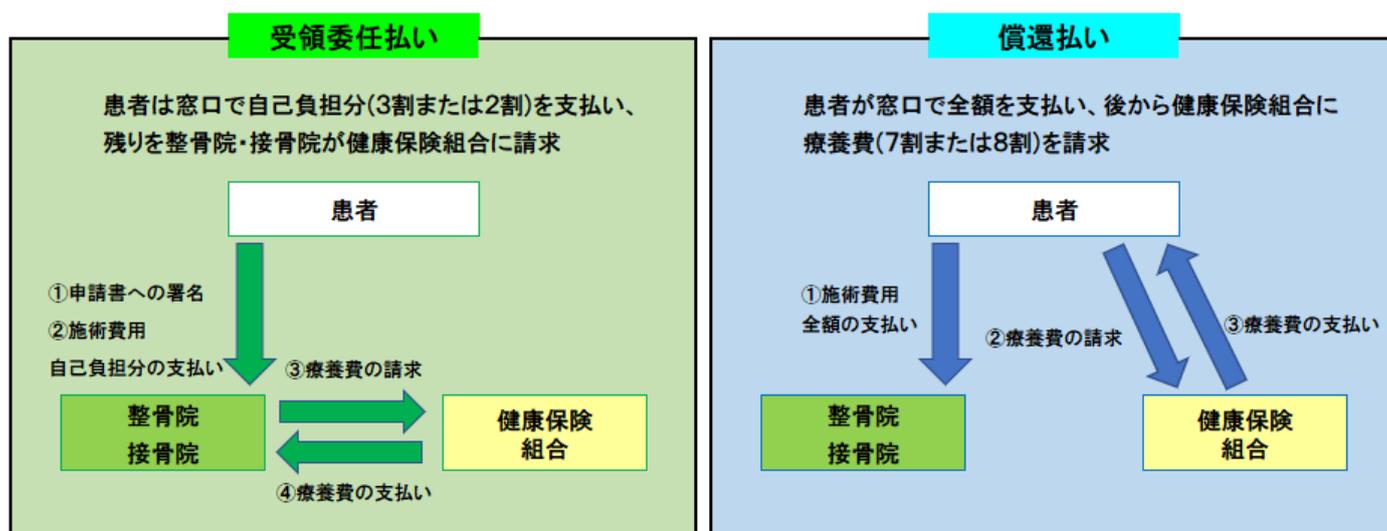
②複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている事を連絡しても、引き続き施術を受けている場合

③自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた場合や、自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている場合

☆償還払いとは

通常、整骨院・接骨院で保険適用となる施術は「受領委任払い」で自己負担分のみを窓口で支払い、後日施術者から健康保険組合へ残りの7割(または8割)について請求があります。

一方、施術費用の全額(10割)を被保険者(患者)が窓口で支払い、後日患者ご自身で健康保険組合へ請求し、その請求内容を基に健康保険組合が受領内容を正しく確認の上、7割(または8割)を被保険者(患者)へ払い戻す仕組みが「償還払い」です。



☆患者照会の内容について

医療に係る照会の目的の一つは、整骨院・接骨院から保険適用として請求される施術が確実に行われたか、負傷内容等が保険対象として適正かどうかを確認するためです。審査の経過や請求の遅れによって、数カ月前の受領に係る照会となる場合がありますが、お手元の領収書より正しくご回答をお願いいたします。